

第 2 8 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 7 年 1 0 月 2 0 日（月） 午前 1 0 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第28回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年10月20日（月）午前10時00分～10時20分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（9人）・出席推進委員（6人）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

7番 渡部 淳

8番 五十嵐 朱美

9番 五十嵐 智子

坂下地区 小林 雅博

若宮地区 山内 和之

金上地区 齋藤 嘉美

広瀬地区 橋本 善和

川西地区 齋藤 文範

八幡地区 桑原 博之

4 欠席委員・推進委員（2人）

10番 二瓶 義典

高寺地区 藤川 将仁

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第94号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第95号 遊休農地の非農地判断について

議案第96号 現況確認証明について

議案第97号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 渡部 聡

農地管理係長 荒井 貴史

係員 大場 智鶴

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は、10 番二瓶委員より欠席の届出があり 9 名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、高寺地区藤川推進委員より欠席の届出があり 6 名です。 それでは、第 28 回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第 90 号の農地法第 5 条の各案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第 91 号の現況確認証明については、非農地である証明を申請者に交付済みです。 次に議案第 92 号の会津坂下農業振興地域整備計画の変更については、会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付して回答しました。以上、報告します。
議長	それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。 タブレットは今月の議案に切り替えをお願いします。
議長	日程第 1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、6 番 木村委員、7 番 渡部委員の 2 名を指名いたします。
議長	日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。第 28 回農業委員会総会は、本日一日限りとしたと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】
議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。 次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。

	議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1 件ごとに行います。
議長	日程第 3 報告第 28 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 本件は公社と借受者の合意解約です。本日の議案第 97 号でご審議いただきますが、当該借受者の息子に再転貸するためのものです。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	日程第 4 議案第 93 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 説明に移ります。1 号案件は、これまで当該農地を耕作していた親戚関係にある譲受人へ所有権移転するものです。 2 号案件は、譲受人の効率的営農のため所有権移転するものです。 3 号 4 号案件は、譲渡人、譲受人の効率的営農のため、農地を交換するものです。
議長	1 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
3 番 渡部委員	1 号案件について調査の結果を報告します。譲受人、譲渡人へ 10 月 19 日電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。1 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1 号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1 号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	2 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	2 号案件について調査の結果を報告します。譲受人、譲渡人へ 10 月 18 日電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。2 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2 号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2 号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	3 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	3 号案件について調査の結果を報告します。譲受人、譲渡人へ 10 月 18 日電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	質疑に入ります。3号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 3号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、3号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	4号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	4号案件について調査の結果を報告します。譲受人、譲渡人へ10月18日電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。4号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 4号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、4号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第94号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	(事務局朗読) 説明に移ります。申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。本件は、譲受人は電気設備工事業を営んでおり、住宅の老朽化、事業用資材置場の不足に伴い、安全に車両の出入りができ、十分なスペースを確保できる当該申請地を一般住宅兼資材置場用地とし転用するものです。当該申請地は令和7年2月19日開催第20回農業委員会総会議案第64号にて農用地区域から除外することに対して会津坂下町長より意見を求められた農地であり、令和7年6月3日に農用地区域から除外されました。 農地転用許可基準の立地基準は、当該申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地に該当すると考えられます。一般基準は、資力については自己資金と借入金で賄い、申請地を一般住宅兼資材置場用地にすることに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は自然地下浸透となっており、隣接する農地との間には擁壁を設置し、周辺農地に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	本件について、担当委員の調査報告を求めます。
8 番 五十嵐委員	本件について調査の結果を報告します。10月16日に事務局と共に現地を確認し、転用することに問題ないことを確認しました。10月16日譲渡人へ訪問にて、10月17日譲受人へ電話にて申請内容を確認し、議案書に記載のとおり相違なかったことを報告します。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》

議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 95 号「遊休農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 説明に移ります。本件は、今年度の農地パトロールにて利用状況調査をした農地であり、山林の様相を呈していることから農地への復元は困難と思われます。 事前に所有者へ非農地にすることに對し異議がないことを確認しており、本総会で非農地と判断された農地につきましては、所有者宛てに「非農地通知書」を発出し、町が職権で地目変更登記の手続きを行います。現地の写真についてはタブレットをご覧ください。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について、原案のとおり非農地とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって本件は原案のとおり非農地とすることに決しました。
議長	議案第 96 号「現況確認証明について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 説明に移ります。本件は、耕作条件が悪く、長年耕作しておらず、現在では原野化しており、今後も農地としての利用が見込まれないため、非農地であると証明を求められた件です。

	現地の写真についてはタブレットをご覧ください。
議長	本件について、担当委員の調査報告を求めます。
7 番 渡部委員	本件について調査の結果を報告します。10 月 14 日に事務局と共に現地を確認し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。申請地の一部は草刈り等の管理がされていましたが、大木が生えており、農業機械の搬入路がなく、農地として利用することは困難だと思われます。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり非農地であると証明することに決しました。
議長	議案第 97 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 先ほどの報告第 28 号でありました、合意解約された農地を再転貸により新たな耕作者へ貸付けるものです。なお、契約終期や賃借料は前契約を引き継ぐこととなります。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

議長	《 挙手全員 》 挙手全員であります。よって本件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第 28 回農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員